

その他

資料－１ 藤井寺市防災会議条例

昭和39年 9 月 17 日 条例第29号

〔注〕平成24年12月から改正経過を注記した。

改正

昭和54年 3 月 14 日 条例第 5 号

平成12年 3 月 29 日 条例第 1 号

平成24年12月25日 条例第23号

藤井寺市防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、藤井寺市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 藤井寺市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 大阪府の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 大阪府警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部門の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- 6 前項の委員の定数は31人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係指定地域行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解職されるものとする。

(補則)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年3月14日条例第5号)

この条例は、昭和54年5月17日から施行する。

附 則 (平成12年3月29日条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月25日条例第23号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の第3条第5項第8号の規定により最初に委嘱された委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

資料－２ 藤井寺市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤井寺市防災会議条例（昭和39年藤井寺市条例第29号）第5条の規定に基づき、藤井寺市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員の代理)

第3条 やむを得ない事情により、会議に出席できない委員は、当該委員の属する組織の職員等を代理人として出席させることができる。

2 前項の規定により、代理者を出席させた委員は、会議に出席したものとみなされる。

(専決処分)

第4条 緊急を要し会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又はやむを得ない事情により会議を招集することができないとき、若しくは簡易な事項については、会長は、会議が処理すべき事項のうち次に掲げるものについて、専決処分をすることができる。

(1) 藤井寺市地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。

(2) 災害に関する情報を収集すること。

(3) 災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。

(4) 非常災害に際し緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。

(5) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力を求めること。

(6) 災害対策本部の設置及び連絡に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、危機管理室が掌理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、その都度会長が定める。

附則

この要綱は昭和52年8月25日より実施する。

附則

この要綱は昭和53年9月1日より実施する。

附則

この要綱は、平成18年12月26日より施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

資料－3 藤井寺市防災会議委員名簿

会長 岡田 一樹 藤井寺市長

令和3年4月1日現在

No.	機 関 名	委員区分 ※1
1	近畿地方整備局大和川河川事務所長	第1号
2	大阪府藤井寺保健所次長	第2号
3	大阪府富田林土木事務所長	
4	大阪府富田林土木事務所地域防災担当参事兼地域支援・企画課長	
5	大阪府羽曳野警察署長	第3号
6	副市長	第4号
7	副市長	
8	危機管理監	
9	総務部長	
10	政策企画部長	
11	市民生活部長	
12	健康福祉部長	
13	こども未来部長	
14	都市整備部長	
15	市民病院事務局長	第5号
16	教育長	
17	柏原羽曳野藤井寺消防組合消防長	第6号
18	藤井寺市消防団長	
19	大阪広域水道企業団藤井寺水道センター所長	第7号
20	西日本電信電話（株）大阪支店設備部長	
21	関西電力送配電（株）大阪支社東大阪地域統括長	
22	大阪ガス（株）ネットワークカンパニー南部導管部計画チームマネージャー	
23	近畿日本鉄道株式会社 藤井寺駅長	
24	西日本高速道路㈱関西支社阪奈高速道路事務所副所長	
25	大和川右岸水防事務組合事務局長	
26	藤井寺市商工会	第8号 ※2
27	藤井寺市婦人防火クラブ	
28	藤井寺市区長会自主防災会ネットワーク	
29	藤井寺市社会福祉協議会	
30	藤井寺市医師会	

※1 藤井寺市防災会議条例第3条第5項に基づく委員区分。

※2 第8号に基づく委員は、名簿に記載の各機関の推薦により委嘱する。

資料－4 藤井寺市災害対策本部条例

昭和39年9月17日条例第30号

〔注〕平成24年9月から改正経過を注記した。

改正

平成10年3月30日条例第14号

平成24年9月28日条例第17号

藤井寺市災害対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、藤井寺市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(災害対策本部長への委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月30日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料－５ 藤井寺市災害応急対策実施要領

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御、災害の拡大を防止し、又は被害の軽減に努めるため、災害時における職員の服務配備体制及び応急対策実施について次のとおり定める。

I 職員の服務

職員は、この要領の定めるところにより、上司の指揮に従って防災活動に従事しなければならない。

非常参集

職員は、勤務時間外において災害が発生し、又は発生するおそれがあることを察知した場合は速やかに勤務場所に参集しなければならない。

II 職員の配備体制

1. 配備区分

職員の配備区分は次のとおりとする。

(1) 情報収集体制

ア 市域に気象注意報（大雨・洪水注意報等）が発表され、台風の接近や雨が激しく降る等、情報収集活動の必要がある場合

イ 大阪府域で震度4を観測した場合

ウ 事態収束後も引き続き情報収集活動の必要がある場合

○配備内容

危機管理担当職員により情報収集活動を実施する体制

(2) 事前配備体制（風水害のみ）

ア 市域に気象注意報（大雨・洪水注意報等）が発表され、雨が激しく降る等、情報連絡活動の必要がある場合

イ 市域に気象警報（大雨・洪水警報等）が発表された場合

○配備内容

最小限の人員で、情報連絡活動を実施する体制

(3) 災害対策初動本部体制（警戒配備体制）

（風水害）

ア 市域に災害発生のおそれがある気象警報等（大雨・洪水警報等）が発表され、かつ、市域に小規模な災害が発生し始めた場合又は発生するおそれがある場合

イ その他の状況により初動本部長（副市長）が必要と認めた場合

（地震）

ア 南河内又は中河内地域で震度4を観測した場合

イ その他の状況により初動本部長（副市長）が必要と認めた場合

○配備内容

災害に対する警戒若しくは応急対策を実施する体制

(4) 災害対策初動本部体制（初動配備体制）

（風水害）

- ア 市域に特別警報（大雨特別警報等）が発表された場合
- イ 市域に災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては直ちに準備又は警戒体制をとる必要がある場合
- ウ 市域に局地的な災害が発生し始めた場合又は発生するおそれがある場合
- エ その他の状況により初動本部長（副市長）が必要と認めた場合

（地震）

- ア 南河内又は中河内地域で震度5弱を観測した場合
- イ 東海地震の警戒宣言が発せられた場合
- ウ 市域に小規模の災害が発生した場合
- エ その他の状況により初動本部長（副市長）が必要と認めた場合

○配備内容

小規模の災害応急対策を実施する体制

(5) 災害対策本部体制（災害対策配備体制）

（風水害）

- ア 市域に中規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- イ その他の状況により本部長（市長）が必要と認めた場合

（地震）

- ア 南河内又は中河内地域で震度5強を観測した場合
- イ 市域に中規模の災害が発生し、又は災害が拡大するおそれがあり、初動配備体制では対処できない場合
- ウ その他の状況により本部長（市長）が必要と認めた場合

○配備内容

相当規模の災害応急対策を実施する体制

(6) 災害対策本部体制（全職員配備体制）

（風水害）

- ア 市域に大規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- イ その他の状況により本部長（市長）が必要と認めた場合

（地震）

- ア 南河内又は中河内地域で震度6弱以上を観測した場合
- イ 全市域に大規模の災害が発生したとき又は災害が拡大するおそれがあり、災害対策配備体制では対処できない場合
- ウ その他の状況により本部長（市長）が必要と認めた場合

○配備内容

市の全力を挙げて防災活動を実施する体制

2. 動員方法

(1) 職員の動員は、配備区分に従い本部長（市長）が指令する。

(2) 勤務時間外において、動員指令が出された場合は、本部員は配備職員を直ちに非常招集

しなければならない。

(3) 全職員配備体制による動員指令が出された場合は、各部の緊急連絡体制により全職員を直ちに、非常招集しなければならない。なお、各部の長は、毎年各部における緊急連絡体制を定めるものとする。

(4) 配備指令が出された場合、招集を受けない職員にあっては自宅待機とする。

(5) 勤務時間外において、市内に突発的な災害が発生し、通信網の途絶等により配備伝達が困難な事態となった場合は、全職員配備体制が発せられたものとする。

なお、大阪府域で震度4が観測された場合は情報収集体制を、南河内又は中河内地域で震度4が観測された場合は警戒配備体制を、震度5弱が観測された場合は初動配備体制を、震度5強が観測された場合は災害対策配備体制を、震度6弱以上が観測された場合は全職員配備体制が発せられたものとする。

3. 配備区分別の職員数

(1) 配備区分に基づく動員職員は、毎年定めるものとする。

なお、災害の種類、規模又はその状況に応じて、人員を増減することができるものとする。

(2) 各部の長は、配備職員及び全職員に対し、防災意識の高揚を図るとともに、非常参集時には速やかに参集できるよう、徹底しておくものとする。

4. 職員配備状況報告

災害動員における各班長は、班員の出勤状況を取りまとめ、報告するものとする。また、各部の長は、所属職員の配備状況を取りまとめ、職員配備状況報告書により報告するものとする。

III 区域責任者

災害が発生したとき又はそのおそれがあるときで、配備区分に基づく体制とは別に緊急的に調査を実施し、市域の被害状況について早急に把握する必要性が生じたときは、区域責任者は本部長（市長）にかわり担当区域の現場視察及び応急対策を行うとともに本部長に報告する。

区域責任者及び担当区域は次の表のとおりとする。

<緊急調査担当地区一覧表>

	地区名	地区数	小学校区割	担当
1	小山西	8	藤井寺北校区	総務対策部
2	小山			
3	中小山			
4	東小山			
5	小山新町			
6	丹北小山			
7	津堂			
8	恵美坂2丁目			
9	南岡	6	藤井寺校区	都市整備対策部
10	北岡			
11	御舟町			
12	小山藤の里町			
13	小山藤美町			
14	恵美坂1丁目			
15	春日丘	5	藤井寺西校区	政策企画対策部
16	春日丘新町			
17	藤井寺			
18	東藤井寺町			
19	西古室1丁目			
20	青山	8	藤井寺南校区	教育対策部
21	野中			
22	藤ヶ丘1・2丁目			
23	藤ヶ丘3・4丁目			
24	さくら町			
25	南藤井寺			
26	陵南町			
27	西古室2丁目			
28	沢田西	9	道明寺校区	市民生活対策部
29	沢田			
30	沢田南			
31	古室			
32	林1～4丁目			
33	林5・6丁目			
34	大井住宅			
35	大井			
36	川北			
37	国府	5	道明寺東校区	健康福祉対策部
38	惣社			
39	船橋町			
40	北條町			
41	梅が園町			
42	道明寺	4	道明寺南校区	こども未来対策部
43	三ツ山			
44	土師ノ里			
45	古室3丁目			

IV 地区被害状況緊急調査

市域の被害状況について早急に把握する必要がある場合、配備区分に基づく体制とは別に、緊急調査を次の表のとおり実施するものとする。

＜調査担当地区一覧表＞

小学校区割	担 当 部 課
藤井寺北校区	総務対策部
	総務課、資産活用課、行財政管理課、税務課、契約検査課、
藤井寺校区	都市整備対策部
	都市計画課、まち建設課、まち保全課、農とみどり保全課、 下水道総務課、下水道工務課
藤井寺西校区	政策企画対策部
	政策推進課、情報政策課、秘書広報課、人事課
藤井寺南校区	教育対策部
	教育総務課、学校教育課、文化財保護課、 生涯学習課、スポーツ振興課、図書館
道明寺校区	市民生活対策部
	市民課、協働人権課、商工労働課、観光課、環境衛生課
道明寺東校区	健康福祉対策部
	福祉総務課、法人指導課、生活支援課、高齢介護課、健康課、 保険年金課
道明寺南校区	こども未来対策部
	子育て支援課、こども施設課、保育幼稚園課

V 災害時における各対策部事務分掌

災害発生直後にあつては各班事務内容（別表第1）により応急対策を実施し、災害発生からおおむね1日経過をめぐり、各対策部の事務分掌（別表第2）により災害応急対策を実施するものとする。

補 則

この要領に定めるもののほか、災害応急対策実施に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 <各班事務内容>

班名	事務内容	初動本部		災対本部	
		警戒配備	初動配備	災対配備	
総務隊	①大隊長	1	1	1	
	②中隊長 小隊長	総務隊の指揮及び本部との連絡調整	1	1	1
			2	2	2
	③全体調整班	本部事務局に関すること。 ・本部会議の準備・運営 ・対策内容の検討・調整 ・本部関係文書の管理・保存 各隊又は班の調整 ・職員配備状況のまとめ等 現地対策本部との連絡調整 府・他市町村・警察・消防等関係機関との連絡 消防団・水防団との連絡調整 配備職員の食糧・仮眠室等の確保 現地調整所との連絡調整	5	5	5
	④庶務班	気象情報の収集及び伝達 防災無線の基地局の統制 被害状況の総括 ・被害状況の整理・分析・報告 応急資機材の確認・調達 配備及び本部長命令の伝達 本部長・副本部長の秘書 配備職員の状況把握・救護等 報道提供資料の作成（広報班との調整） ----- 特殊標章の交付・管理	14	14	14
	⑤市民対応班	市民からの要請等の受付 区長会との連絡調整 交通・医療・ライフライン等の民間関係 機関との連絡調整	8	8	8
	⑥要配慮者等 支援班	要配慮者・要配慮者利用施設等への情報提供 避難行動要支援者の安否状況集約	0	8	8
	⑦避難所班	避難所の開設・管理及び避難者の収容 避難行動要支援者の避難誘導等	0	89	89
	⑦避難所保健 衛生支援チーム	避難所での被災者の心のケア及び避難所の公衆 衛生	0	20	20
	⑧建物管理班	施設の管理 避難所班の応援	0	54	54
	⑨給食班	配備職員及び避難者に対する給食	0	4	8
⑩車両班	車両の配車運営 配備職員搬送用車両の運転	0	2	2	
⑪広報班	被害状況の写真撮影 報道機関との連絡調整 記者会見の準備・実施 市民への周知・広報	0	0 (2)	0 (2)	
総務隊小計		31	208	212	

班名	事務内容	初動本部		災対本部	
		警戒配備	初動配備	災対配備	
対策隊	⑫大隊長	1	1	1	
	⑬中隊長	対策隊の指揮及び本部との連絡調整	1	1	1
	小隊長		1	1	1
	⑭調査班	河川・ため池・道路等の状況調査及び被害調査 自主避難者の把握・被害家屋の調査 災害現場での状況把握	8	8	8
	⑮防疫班	防疫対策の実施 くみ取業者との連絡	0	3	3
	⑯～⑳小隊長	現地調整所の設置・運営又は参画等	1	4	5
	⑯第1対策隊	災害現場での応急対策 被災者の捜索及び救出	0	12	12
	⑰第2対策隊		0	12	12
	⑱第3対策隊		0	12	12
	⑲第4対策隊		0	0	12
⑳機動班	対策隊車両の運転 重機使用による応急対策 災害現場での応急対策	18	18	18	
対策隊小計		30	72	85	
市民病院対策部 (市民病院体制)	医療・救護活動に関すること。	—	—	◎	
合計		61	280	297	

※表中の人数は、班別の人数であり、本部長・副本部長・副本部長補佐及び本部員は配備人数に含まない。

別表第2 <災害対策本部の組織体制と事務分掌>

本表は、災害発生からおおむね1日経過をめどに、別表第1による応急対策から全職員体制で対策にあたる際の事務分掌を示す。災害対策本部が解散するまでの間は、本表に基づき対策にあたることとなるが、各対策部長をトップとした指揮命令系統で、各対策部が自律的に行動することが要求される。

また、主担当課とは、あくまでも事務を処理する上での中心課でしかなく、災害の種類、程度により、事務分担に偏りがある場合は、各対策部内で調整を行い、必要に応じて他の対策部に対して応援を要請することができるものとする。

<災害対策本部の組織体制と事務分掌>

	部長	副部長	主担当課	主な事務分掌
			各課共通	各所管に係る施設等の被害調査と応急措置に関すること
			部長 副部長	各対策部内の事務の調整に関すること 他の対策部への応援要請に関すること
対策本部総括	危機管理監・議会議務局長・選監公固事務局長・会計管理者	危機管理室長	危機管理室	災害対策本部の設置及び廃止に関すること 本部長の指示及び伝達に関すること 防災会議及び災害対策本部会議に関すること 気象、災害情報の収集、伝達、各部からの災害情報の取りまとめ及び本部、防災関係機関への報告に関すること 災害通信の確保に関すること 職員の非常招集に関すること 自衛隊、隣接市、協定締結市町村及び関係機関への協力要請等に関すること 国・府等への連絡、報告及び要望に関すること 防災関係機関との連絡、調整に関すること 災害に関する文書の収受に関すること 大和川右岸水防事務組合との連絡調整に関すること 消防団の出動要請に関すること 自衛隊の災害派遣要請の依頼及び受入れに関すること 災害救助法の事務に関すること 災害記録に関すること 広域消防応援の受入れ及び調整に関すること 自主防災組織に関すること 防犯活動に関すること 各対策部の連絡統制に関すること 義援物資に関すること
			会計室	見舞金の出納に関すること 災害応急対策経費の支払いに関すること その他経費の支払いに関すること
			議会議務局	議員への連絡に関すること 本部長の特命事項に関すること

	部長	副部長	主担当課	主な事務分掌
			選監公固事務局	所轄事務に係る委員等への連絡に関する事 本部長の特命事項に関する事
総務対策部	総務部長（・理事）	総務部危機管理情報担当	総務課	庁舎、電気施設の保全に関する事 庁舎の警備に関する事 災害用車両の調達配分計画及び燃料の確保に関する事 庁舎の被害調査及び応急措置に関する事
			資産活用課	公有財産の被害調査及び応急措置に関する事 市有建物の応急修理及び緊急装置の準備に関する事 応急仮設住宅の建設に関する事 所管工事現場の災害防止に関する事 復旧工事に係る委託業者及び機械の動員、配置並びに応急対策活動の指示に関する事 現場員に対する物資の配給に関する事
			行財政管理課	災害対策費関係資料の作成及び報告に関する事 市の災害起債に関する事 市の災害復旧資金計画及び資金調達に関する事 災害対策費の収入支出及び決算に関する事
			税務課	罹災証明に関する事 被災家屋調査に関する事 災害に伴う税の減免に関する事
			契約検査課	食料及び物資の調達、確保に関する事 食料及び物資の供給に関する事 災害対策諸物資の調達、検収及び契約に関する事 緊急時における関係業者等への協力依頼、連絡調整に関する事
政策企画対策部	政策企画部長（・理事）	政策企画部危機管理情報担当	政策推進課	復旧・復興の総括的計画に関する事 海外からの応援協力等に対する連絡調整に関する事
			情報政策課	情報機器の保全に関する事
			秘書広報課	本部長・副本部長（副市長）の秘書に関する事 見舞者等への応接に関する事 渉外に関する事 災害に関する写真・ビデオ等による記録に関する事 報道機関との連絡調整及び災害広報に関する事 避難指示等の広報に関する事
			人事課	職員の安否確認に関する事 職員の公務災害等の補償に関する事 職員の仮眠室等、健康管理に関する事 職員の給食及び被服等に関する事
市民生活対策部	市民生活部長（・理事）	市民生活部危機管理情報担当	市民課	市民の安否確認に関する事 遺体安置所等の運営等に関する事 被災者の給食に関する事
			協働人權課	市民総合会館の被害調査及び応急対策に関する事 市民からの相談・要望の受付、本部への報告に関する事 外国人に対する情報提供及び相談に関する事 地区自治会への協力要請に関する事
			商工労働課	商工業の被害調査、復旧に関する事 被災商工業者の復旧資金の融資あっせん事務に関する事 不正計量防止に関する事 商工会との連絡調整に関する事
			観光課	来訪者に関する事

	部長	副部長	主担当課	主な事務分掌
			環境衛生課	防疫資材及び防疫薬品の整備に関する事 防疫対策の実施に関する事 し尿及びごみ処理に係る応急対策に関する事 塵芥収集計画及び廃棄物の処理に関する事 災害廃棄物等、廃材等の処理（他の部の所管は除く）に関する事 清掃施設、清掃業者の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事
健康福祉対策部	健康福祉部長（・理事）	健康福祉部危機管理情報担当	福祉総務課	義援金の受領及び分配、災害弔慰金に関する事 見舞金の交付に関する事 避難行動要支援者対策に関する事 社会福祉協議会との連絡調整に関する事
			法人指導課	社会福祉施設の被害調査、報告に関する事
			生活支援課	生活保護世帯、生活困窮者、行路の被災状況調査に関する事
			高齢介護課	避難行動要支援者対策に関する事 被災者に対する介護保険の減免等に関する事 老人福祉センターの被害調査及び応急対策に関する事
			健康課	医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所、医療機関等との連絡調整に関する事 救護所の設置・運営に関する事 医療救護活動に関する事 応援・派遣保健師の調整及び要請に関する事 被災者への心のケアに関する事 感染症の予防等、公衆衛生に関する事 災害医療センター及び地域医療救護班との連絡調整に関する事 保健衛生関係被害及び医療機関の被害状況の調査、報告に関する事 保健センターの被害調査及び応急対策に関する事
			保険年金課	被災者に対する国民健康保険及び後期高齢者医療の減免等に関する事
こども未来対策部	こども未来部長（・理事）	こども未来部危機管理情報担当	子育て支援課	子育て関係団体との連絡調整に関する事
			こども施設課	市立保育所の被害調査及び応急対策に関する事 市立幼稚園の被害調査及び応急対策に関する事
			保育幼稚園課	被災した園児・保育児童の状況調査及び応急対策に関する事 民間保育所等保育施設の被害調査、報告に関する事 応急保育の実施に関する事 民間幼稚園の被害調査、報告に関する事
			各保育所・幼稚園	園児・保育児童の安全対策に関する事 園児・保育児童の避難誘導及び収容に関する事

	部長	副部長	主担当課	主な事務分掌
都市整備対策部	都市整備部長（・理事）	都市整備部危機管理情報担当	都市計画課	建物の応急危険度判定に関すること 応急危険度判定の実施に関すること 空家対策に関すること
			まち建設課	道路・所管工事現場の災害防止に関すること
			まち保全課	道路・橋梁等の被害調査及び応急対策に関すること 土砂、災害廃棄物等、廃材等道路障害物の除去及び道路啓開に関すること 応急資機材の調達に関すること 河川、水路の被害調査、報告に関すること 用排水路等の障害物除去及び応急対策に関すること 法定外公共物の管理・運営に関すること 交通対策関係機関等との連絡調整に関すること
			農とみどり保全課	ため池管理者との連絡調整に関すること ため池の被害調査及び応急対策に関すること 樋門の管理に関すること 農作物、農地の被害調査に関すること 災害用農林金融あっせんに関すること
			下水道総務課	雨水ポンプ場の管理・運営に関すること 公共下水道施設の被害調査、報告に関すること 公共下水道の応急対策に関すること
			下水道工務課	浸水箇所等の確認巡視及び応急対策に関すること 所管工事現場の災害防止に関すること 公共下水道の復旧工事に係る委託業者及び機械の動員、配置並びに応急対策活動の指示に関すること
市民病院対策部	市民病院局長	市民病院危機管理情報担当		災害医療センターの運営に関すること 救急患者の収容及び診療に関すること 医薬品及び医療材料の調達・供給に関すること 医療班の編成及び派遣に関すること 入院患者の安否確認及び避難誘導等に関すること その他病院に関すること 市民病院の被害調査及び応急措置に関すること
教育対策部	教育部長（・理事）	教育部危機管理情報担当	教育総務課	教育施設の被害調査及び応急対策に関すること 被災した児童・生徒に関する学用品の調達及び支給に関すること 民間教育施設の被害調査、報告に関すること
			学校教育課	被災した児童・生徒の状況調査及び応急措置に関すること 応急教育に関すること
			文化財保護課	文化財の保護に関すること
			生涯学習課	生涯学習センターの被害調査及び応急対策に関すること 避難所の開設及び収容に関すること 放課後児童会に関すること

	部長	副部長	主担当課	主な事務分掌
			スポーツ振興課	体育施設の被害調査及び応急対策に関すること 避難所の開設及び収容に関すること
			図書館	図書館の被害調査及び応急対策に関すること
	各小中学校長	各小中学校教頭		避難所の開設及び収容に関すること 学校内の避難場所の選定に関すること 避難所開設から市職員が派遣されるまでの避難所管理に関すること 児童・生徒の安全対策に関すること 児童・生徒の避難誘導及び収容に関すること 教員の動員、補充に関すること 休校、授業短縮の措置及び開校準備に関すること

資料－6 災害による被災者に対する市税の減免に関する条例

平成7年7月3日

条例第14号

改正

平成16年12月24日条例第20号

平成18年9月29日条例第25号

平成30年3月26日条例第2号

平成30年7月2日条例第17号

災害による被災者に対する市税の減免に関する条例（昭和36年藤井寺市条例第17号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害（以下「災害」という。）による被害者の納付すべき市民税及び固定資産税の軽減若しくは免除及びその申請については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、この条例に定めるところによる。

（市民税の減免）

第2条 市民税の納税義務者（個人に限る。以下同じ。）で災害により次の表の左欄に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合においては、当該納税義務者に対して課すべき被災年度（当該納税義務者が当該災害により被害を受けた日（以下「被災日」という。）の属する年度をいう。）分の市民税額のうち被災日以後の納期に係る税額について同表に掲げる区分に従い、それぞれ当該欄に掲げる率をそれぞれ当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

減免の原因となるべき事項	軽減又は免除の割合
死亡した場合	全部
生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けることとなった場合	全部
障害者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第292条第1項第10号に規定する障害者をいう。）になった場合	10分の9
重傷（治療に2月以上を要し、又は多額の治療費を要する負傷で障害者となるに至らない程度のものをいう。）を負った場合	10分の6

2 市民税の納税義務者（納税義務者の法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は法第292条第1項第9号に規定する扶養親族を含む。）で合計所得金額が、10,000,000円以下である者が、自己が居住し、又は使用する住宅又は家財道具（主として趣味又は娯楽のために使用するものを除く。）について災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）がその住宅又は家財の価格の10分の3以上の被害を受けた場合においては、当該納税義務者に対して課すべき被災年度分の市民税額のうち、被災日以後の納期に係る税額について次の表の区分に従い、それぞれ当該欄に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

損害程度	軽減又は免除の割合	
	10 分の 3 以上 10 分の 5 未満のとき	10 分の 5 以上のとき
合計所得金額		
5,000,000 円以下であるとき	2 分の 1	全部
7,500,000 円以下であるとき	4 分の 1	2 分の 1
7,500,000 円を超えるとき	8 分の 1	4 分の 1

3 前2項の規定に基づき市民税について重複して軽減することとなる場合においては、それぞれの規定により軽減すべき当該率を加えて得た率（その率が10分の10を超えるときは10分の10とする。）を被災日以後の納期に係る税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

4 第2項の合計所得金額とは被災年度分の市民税の課税の基礎となる法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、これらの金額を含む。以下同じ。）をいう。

一部改正〔平成16年条例20号・18年25号・30年17号〕

第3条 市民税の納税義務者で合計所得金額が10,000,000円以下である者（合計所得金額のうち農業所得以外の所得が、4,000,000円を超える者を除く。）が冷害、凍霜害、干害等によりその年中において収穫すべき農作物について損害を受け、その減収率（当該農作物の減収価格から農業保険法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額の平年における農作物の収穫価格に対する割合をいう。）が10分の3以上である場合においては、次の表の左欄に掲げる区分に従い、当該納税義務者の合計所得金額を農業所得に係る部分と農業所得以外の所得に係る部分とにあん分して得た当該農業所得に係る所得割額に同表右欄に掲げる率を乗じて得た額を当該納税義務者の被災年度分の市民税額から軽減し、又は免除する。

合計所得金額	軽減又は免除の割合
3,000,000円以下であるとき。	全部
4,000,000円以下であるとき。	10分の8
5,500,000円以下であるとき。	10分の6
7,500,000円以下であるとき。	10分の4
7,500,000円を超えるとき。	10分の2

一部改正〔平成30年条例2号〕

（土地に対する固定資産税の減免）

第4条 災害により農地又は宅地が流失、水没、崩壊その他の被害を受け、作付不能又は使用不能となった場合においては、当該農地又は宅地に対して課すべき被災年度分の固定資産税額のうち被災日の属する月の翌月以後の納期に係る税額について、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ当該右欄に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

損害の程度	軽減又は免除の割合
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 8 以上であるとき。	全部
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 6 以上 10 分の 8 未満であるとき。	10 分の 8
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満であるとき。	10 分の 6
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満であるとき。	10 分の 4

2 災害により被害を受けた農地及び宅地以外の土地に係る被災年度分の固定資産税については、前項の規定の例によってその税額を軽減し、又は免除する。

(家屋に対する固定資産税の減免)

第5条 災害により家屋が被害を受けた場合においては、当該家屋に対して課すべき被災年度分の固定資産税額のうち被災日の属する翌月以後の納期に係る税額については、次の表の左欄に掲げる区分に従いそれぞれ当該右欄に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

損害の程度	軽減又は免除の割合
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき。	全部
主要構造部が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の 10 分の 6 以上の価値を減じたとき。	10 分の 8
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満の価値を減じたとき。	10 分の 6
下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満の価値を減じたとき。	10 分の 4

(償却資産に対する固定資産税の減免)

第6条 災害により被害を受けた償却資産については、当該償却資産に対して課すべき被災年度分の固定資産税額のうち被災日の属する月の翌月以後の納期に係る税額を前条の規定の例によって軽減し、又は免除する。

(被災日以後に納期がない場合の特例)

第7条 前5条の規定を適用する場合において、被災年度の市民税又は固定資産税について、被災日以後の納期に係る税額がないときは、当該納税義務者に対して被災年度分の市民税額又は固定資産税額の 4 分の 1 に相当する額を当該被災日以後の納期に係る税額とみなし、前5条の規定の例により当該翌年度において軽減し、又は免除する。

(減免の申請)

第8条 前6条の規定によって市税の減免を受けようとする者は、市長の定めるところにより、

市長に申請しなければならない。

(減免の取消し)

第9条 虚偽の申請その他不正の行為により市民税又は固定資産税の減免を受けた者に対しては、減免を取り消すものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年12月24日条例第20号抄)

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。(後略)

附 則 (平成18年9月29日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の災害による被災者に対する市税の減免に関する条例の規定は、平成19年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成18年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月26日条例第2号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年7月2日条例第17号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) (略)

(2) 第1条中市税条例第14条第2項の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)及び同条例第27条第1項の改正規定並びに同条例附則第12条第3項の改正規定並びに第7条並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日

(3)～(9) (略)

資料－7 藤井寺市災害見舞金等支給条例

平成20年3月28日条例第14号

改正

平成24年3月27日条例第1号

藤井寺市災害見舞金等支給条例

藤井寺市災害見舞金支給条例（昭和45年藤井寺市条例第16号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、市内に発生した非常災害に際し、罹災者又はその遺族に災害見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）を支給し、市民の生活安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 災害 火災、風水害及び地震により被害が生ずることをいう。
- （2） 市民 市内に現に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- （3） 建物 市民が自己の居住の用に供し、現に入居している建物をいう。

（給付）

第3条 災害見舞金は、建物が災害により被害を受けたときに支給する。

2 弔慰金は、市民が災害により死亡したときにその遺族に対し支給する。

3 災害が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたときは、前2項の見舞金等は支給しない。

（支給額）

第4条 見舞金等の支給額は、次のとおりとする。

- （1） 災害見舞金
 - ア 建物の全壊、全焼、流失 50,000円
 - イ 建物の半壊、半焼 30,000円
 - ウ 火災による建物の水損 15,000円
 - エ 建物の床上浸水 10,000円
- （2） 弔慰金 50,000円

（申請）

第5条 見舞金等の給付を受けようとする者は、災害を受けた日の翌日から90日以内に市長に申請しなければならない。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

（給付の返還）

第6条 偽りその他不正の行為によって見舞金等の給付を受けた者があるときは、市長は、その者からその給付の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第1号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

資料－8 藤井寺市災害見舞金等支給条例施行規則

昭和45年3月30日規則第7号

改正

昭和53年4月28日規則第3号

平成19年3月1日規則第1号

平成20年3月28日規則第13号

平成24年7月6日規則第31号

藤井寺市災害見舞金等支給条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、藤井寺市災害見舞金等支給条例（平成20年藤井寺市条例第14号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(支給範囲)

第2条 条例第4条第1号に規定する災害見舞金は、重複支給をしない。

(被害程度の認定基準)

第3条 条例第4条第1号のウに規定する被害程度の基準については、その住宅が一時的に居住できない状態で、半壊、半焼に準ずる被害と認めたとしとする。

(弔慰金の受給範囲及び順位)

第4条 弔慰金を受けるべき者は、死亡者（災害を受けた日の翌日から起算して90日以内に死亡した者をいう。）の配偶者（婚姻の届出をしなくても事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）とする。

2 配偶者がいない場合には、弔慰金を受けるべき者は、死亡者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で死亡者の死亡当時その収入によって生計を維持していた者又は死亡者の死亡当時これと生計を一にしていた者とし、その順位は前段に掲げる順序による。この場合において父母については養父母を先にし、実父母を後にする。

3 弔慰金を受けるべき同順位の方が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(申請)

第5条 災害見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）の支給を受けようとする者は、藤井寺市災害見舞金等支給申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 罹災証明書

(3) 死亡の場合 前号に掲げる書類のほか住民票の除票又は医師の死亡診断書

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 罹災者又はその遺族が身心の故障等のため申請できないときは、市長が適当と認めた者が代わって申請することができる。

3 本人又はその遺族が未成年者又は成年被後見人であるときは、親権者又は後見人が申請するものとする。

4 市長は、第1項に規定する添付書類により証明すべき事実を公簿等によって確認するこ

とができるときは、当該添付書類の提出を省略させることができる。

(決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかに確認し、受給資格があると決定した者については藤井寺市災害見舞金等支給決定通知書(様式第2号)を、受給資格がないと決定した者については藤井寺市災害見舞金等支給申請却下通知書(様式第3号)を交付する。

(支払)

第7条 前条において受給資格があると決定した者が支払を受けるときは、前条の支給決定通知書と申請に使用した印鑑を持参して受領しなければならない。

(簿冊の備付)

第8条 見舞金等の事務を担当する者は、災害見舞金等支給台帳(様式第4号)を備え、常にこれを整理しておかなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則(昭和53年4月28日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則(平成19年3月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月28日規則第13号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月6日規則第31号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第8条関係)

資料－9 藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年6月25日条例第24号

〔注〕平成23年12月から改正経過を注記した。

改正

昭和50年7月18日条例第9号
昭和51年12月20日条例第28号
昭和53年6月19日条例第20号
昭和56年9月25日条例第30号
昭和57年12月15日条例第21号
昭和62年3月12日条例第5号
平成4年3月31日条例第5号
平成23年12月22日条例第24号
令和元年7月11日条例第1号
令和元年9月30日条例第8号

藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

一部改正〔令和元年条例1号〕

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟

姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときには、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

一部改正〔平成23年条例24号〕

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては5,000,000円とし、その他の場合にあつては2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手續)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めること

ができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては2,500,000円とし、その他の場合にあっては1,250,000円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に規定する災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

一部改正〔令和元年条例1号〕

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 1,500,000円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円
 - ウ 住居が半壊した場合 2,700,000円
 - エ 住居が全壊した場合 3,500,000円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 1,500,000円
 - イ 住居が半壊した場合 1,700,000円
 - ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 2,500,000円
 - エ 住居の全体が滅失又は流出した場合 3,500,000円
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」とする。

円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、措置期間は、そのうち3年（令第7条第2項括弧書きの場合は、5年）とする。

一部改正〔令和元年条例1号〕

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

全部改正〔令和元年条例1号〕

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

一部改正〔令和元年条例1号・8号〕

（規則への委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年7月18日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年12月20日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により、被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和53年6月19日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和56年9月25日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の藤井寺市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第10条第1

項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和57年12月15日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例第9条から第11条までの規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年3月12日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成4年3月31日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、新条例第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成23年12月22日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（令和元年7月11日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月30日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料－１０ 藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年 7月23日規則第18号

〔注〕平成28年3月から改正経過を注記した。

改正

平成28年 3月31日規則第33号

令和元年 7月11日規則第10号

藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年藤井寺市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものと

する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、災害援護資金借入申込書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、被害を受けた日の属する月の翌月1日から起算して3月以内に市長に提出しなければならない。

(1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他市長が必要と認めた書類

一部改正〔令和元年規則10号〕

(調査)

第7条 市長は、前条の規定により災害援護資金の借入れの申込みがあつたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

一部改正〔令和元年規則10号〕

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して災害援護資金を貸し付ける旨を決定したときは、災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号）により借入申込者に通知するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して災害援護資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）により借入申込者に通知するものとする。

一部改正〔平成28年規則33号・令和元年10号〕

(借用書の提出)

第9条 前条第1項の規定により貸付けの決定を受けた者は、速やかに、災害援護資金借用書（様式第5号。保証人を立てる場合は保証人が連署したもの。以下「借用書」という。）に、災害援護資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて、市長に提出しなければならない。

一部改正〔令和元年規則10号〕

(災害援護資金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引換えに災害援護資金を交付するものとする。

一部改正〔令和元年規則10号〕

(利率)

第10条の2 条例第14条第2項の規則で定める利率は、年1パーセントとする。

追加〔令和元年規則10号〕

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が災害援護資金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書

及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

一部改正〔令和元年規則10号〕

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払猶予承認通知書(様式第8号)により当該借受人に通知するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)により当該借受人に通知するものとする。

一部改正〔平成28年規則33号・令和元年10号〕

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、違約金支払免除申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書(様式第11号)により当該借受人に通知するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)により当該借受人に通知するものとする。

一部改正〔平成28年規則33号・令和元年10号〕

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて災害援護資金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(様式第14号)により当該償還免除申請者に通知するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(様式第15号)により当該償還免除申請者に通知するものとする。

一部改正〔令和元年規則10号〕

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人は、氏名又は住所等借用書に記載した事項に変更が生じたときは、借受人は速やかに氏名等変更届（様式第16号）を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

一部改正〔令和元年規則10号〕

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年12月15日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（平成28年3月31日規則第33号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月11日規則第10号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

様式（省略）